

平成21年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成21年12月25日(金曜日)午後1時45分開議

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議案の上程

議案第1号から議案第3号の一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

日程第5 一般質問

○本日の会議に付した事件

1 開 会

2 諸般の報告

3 議席の指定

4 会議録署名議員の指名

5 会期の決定

6 議案第1号から議案第3号の上程、説明

7 議案第1号の質疑、討論、採決

8 議案第2号の質疑、討論、採決

9 議案第3号の質疑、討論、採決

10 一般質問

11 閉 会

出席議員(12名)

1番 藤 崎 良 次

2番 岡 村 芳 樹

3番 檀 谷 正 彦

4番 三 橋 秀 夫

5番 立 崎 金 治

6番 山 本 邦 男

7番 小 澤 定 明

- 8 番 北 村 新 司
9 番 福 田 守
10 番 内 海 和 雄
11 番 越 川 廣 司
12 番 京 増 幸 男

説明のため出席した者の職氏名

管理者	長谷川 健 一
副管理者	藤 和 雄
副管理者	小 坂 泰 久
会計管理者	越 川 みね子
消防長	名 和 富 男
次 長	竹 尾 要
消防本部参事兼総務課長	今 井 定 男
企画課長	滝 口 喜代松
予防課長	斉 藤 知 久
消防本部参事兼査察調査課長	篠 田 啓 一
消防本部参事兼警防課長	岡 田 文 夫
消防本部参事兼通信指令課長	鈴 木 昭 三
佐倉消防署長	白 鳥 直 木
志津消防署長	杉 原 芳
八街消防署長	鈴 木 義 信
酒々井消防署長	今 井 秀 夫

議会事務局出席職員氏名

書 記 大 島 立 美
書 記 安 藤 純 一

開会及び開議の宣告（午後 2 時 30 分）

○議長（檀谷正彦君） 初めに、小坂酒々井町町長におかれましては、当選まことに
おめでとうございます。今後とも消防組合の発展にご尽力をお願いをいたします。
よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。したがって、平成 21 年 12 月佐倉市
八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

諸般の報告

○議長（檀谷正彦君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より専決処分についての報告があり、監査委員より定期監査結果報告書及び例月出納検査結果報告書の提出がありました。

それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

議席の指定

○議長（檀谷正彦君） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび八街市から選出されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定をいたします。

議席番号6番、山本邦男君。

会議録署名議員の指名

○議長（檀谷正彦君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号4番、三橋秀夫君、議席番号5番、立崎金治君の両名を指名いたします。

会期の決定

○議長（檀谷正彦君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

議案第1号から議案第3号の上程、説明

○議長（檀谷正彦君） 日程第4、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題とすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明

○議長（檀谷正彦君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、長谷川健一君。

（管理者 長谷川健一君登壇）

○管理者(長谷川健一君) 本日ここに平成21年12月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝を申し上げます。

また、このたび八街市選出の副議長、山本義一議員が辞職され、新たに山本邦男議員が選出されました。心からお祝いを申し上げます。今後とも消防行政の充実のために、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

さらに、去る11月29日に行われました酒々井町長選の選挙におかれまして、小坂泰久氏が町民の期待を担ってめでたく当選の栄を得られたことは、まことにご同慶にたえない次第であります。今後とも消防行政の充実のためにご協力を賜りますようお願いを申し上げます。それでは、ただいまから本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議会を招集するいとまがなく、平成21年11月30日付で専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、カラオケボックス、インターネットカフェ及び個室ビデオ店等これらに類する個室型店舗の避難管理について、外開き戸の自動閉鎖装置及び管理について規定を加えるものでございます。

議案第3号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,905万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,145万1,000円といたそうとするものでございます。歳入の補正は分担金及び負担金で、広域化整備費負担金を減額し、庁舎建設費負担金を増額するほか、繰入金及び組合債を増額するものでございます。歳出の補正は消防費のうち常備消防費で、需用費及び備品購入費を増額し、広域化整備費で負担金を減額、庁舎建設費で委託料及び工事請負費を増額、公債費で償還金を増額するものでございます。次に、繰越明許費の補正につきましては、消防費で佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事費1億3,965万円及び同工事に付随いたします工事管理業務委託費として5,57万6,000円を翌年度に繰り越すものでございます。次に、債務負担行為の補正につきましては、廃棄物処理業務委託、消防庁舎清掃業務委託及び寝具等賃貸事業につきまして設定を行うものでございます。最後に、地方債の補正でございますが、佐倉市佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事に伴い、2,790万円を限度額として増額いたそうとするものでございます。

以上本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げますが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重に

ご審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

提案理由の細部の説明

○議長（檀谷正彦君） 議案第1号から議案第3号までの提案理由の細部の説明を求めます。

次長、竹尾 要君。

○次長（竹尾 要君） 次長の竹尾要でございます。提案理由の細部説明をいたします。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。平成21年8月11日人事院勧告及び10月9日の千葉県人事委員会勧告があったことを踏まえ、当消防組合職員の今年度及び平成22年度に係る給与について、国及び千葉県に準じた所要の改正を行うため、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議会を招集するいとまがないので、専決処分を行ったものでございます。改正の内容につきましては、期末手当及び勤勉手当に係る支給率を今年以降の12月期に支給するものにあつては、期末手当を1.6月から1.5月、勤勉手当を0.75月から0.7月、合わせて0.15月引き下げ、今年度以降の6月期に支給するものについては期末手当を1.4月から1.25月、勤勉手当を0.75月から0.7月、合わせて0.2月引き下げ、給料表の給料月額につきましては民間給与との格差に見合うよう、初任給を中心とした若年層を除き、国に準じて給料表を0.24%の引き下げを行いました。また、平成18年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を受け、平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の同年4月1日における給料月額が3月31日において受けていた給料月額に達しないこととなる者には、改定後の給料表の給料月額のほかに、その差額に相当する額を給料として支給すると規定され、当組合においてもその勧告に準じ、当時の平成18年改正給与条例第1号附則第7号で同様の内容で規定されたものです。このところを踏まえ、本年も給料表の減額改定が行われたことに伴い、当該減給補償受給職員の給料月額についても減額改定が行われることが適当である。この改定の実施の日において、改正後給料表の適用を受ける職員にあつては、11月までに実際に受けていた給料月額に100分の99.76を乗じて得た額を、12月以降にその職員が受ける給料月額とするよう規定しました。さらに、自宅に係る住居手当支給月額2,500円を廃止いたします。なお、これらの引き下げ改定につきましては、来年度の6月期以降に支給する期末手当及び住居手当の廃止につきましては平成21年4月1日から、その他のものにつきましては平成21年12月1日から施行といたしましております。また、改正附則第2項の特例措置に係る減額調整につきましては、4月から11月までの

期間につきまして、本年12月期の期末手当の額において調整を行いました。以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。大阪市浪速区個室ビデオ店火災を踏まえた防火安全対策について、全国消防長会予防委員会及び同小委員会におきまして審議、検討された結果、火災予防条例の一部を改正する案が取りまとめられたことにより、所要の改正を行うものでございます。改正内容は、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオ及びこれらに類する個室型店舗の遊興の用に供する個室に設ける外開き戸のうち避難通路に面するものにあつては、当該避難通路における避難障害を防止するため、外開き戸は開放した場合において自動的に閉鎖するものとするを新たに規定したものであります。施行期日につきましては平成22年1月1日とし、現に存するもの及び新築、改築中のものにつきましては、この規定を平成22年12月31日まで適用しないこととしております。以上で議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組一般会計補正予算の細部につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の補正は歳入歳出それぞれ1億4,905万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ43億4,145万1,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、6ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明をさせていただきます。1の歳入でございますが、1款分担金及び負担金の補正内容につきましては、2項分担金、1目広域化整備費負担金で、補正前の額324万5,000円で、287万9,000円を減額し、36万6,000円といたそうとするものでございます。構成市町別の内訳といたしましては、佐倉市が176万7,000円の減額、八街市が80万8,000円の減額、酒々井町が30万4,000円の減額でございます。減額の理由につきましては、今年度の消防救急無線広域化・共同化事業に係る負担金で、千葉県市町村振興協会からの助成により不用となったこと及び共同指令センター事業の基本設計に係る負担金の確定によるものでございます。次に、2目庁舎建設費負担金、補正前の額1,314万6,000円で、1億1,701万4,000円を増額し、1億3,016万円といたそうとするものでございます。構成市町別の内訳といたしましては、佐倉市が7,180万1,000円の増額、八街市が3,285万7,000円の増額、酒々井町が1,235万6,000円の増額でございます。増額の理由につきましては、佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事及び付随する管理業務委託に係る補正でございます。7款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、補正前の額1億円で、702万4,000円を増額し、1億702万4,000円といたそうとするものです。増額の理由につ

きましては、財政調整基金の繰り入れを行い、補正の財源といたそうとするものでございます。10款組合債、1項組合債、1目組合債につきましては、補正前の額1億1,950万円で、2,790万円を増額し、1億4,740万円といたそうとするものでございます。増額の理由といたしましては、佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事による増額でございます。以上が歳入についてでございます。7ページをごらんいただきたいと思っております。2目歳出でございますが、3款消防費、1項消防費、1目常備消防費につきましては、補正前の額が38億7,674万3,000円で、336万2,000円を増額し、38億8,010万5,000円といたそうとするものでございます。補正の内容でございますが、11節事業費、被服費251万7,000円を増額しようとするものでございます。内容につきましては、来年度新規採用者用被服、新救助隊員用被服及び新救急隊員用被服の購入を行おうとするものでございます。18節備品購入費は84万5,000円を増額しようとするものでございます。内容につきましては、緊急消防援助隊用備品の購入を行うものでございます。続きまして、2目広域化整備費でございますが、補正前の額324万5,000円で、287万9,000円を減額し、36万6,000円といたそうとするものでございます。補正の内容でございますが、19節負担金で消防救急無線広域化事業負担金269万3,000円の減額は千葉県振興協会の助成によるもので、共同指令センター事業負担金18万6,000円の減額は事業費確定によるものでございます。3目庁舎建設費は、補正前の額1,383万9,000円で、補正額が1億4,522万6,000円を増額し、1億5,906万5,000円といたそうとするものでございます。補正の内容は、13節委託料で、佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事管理業務委託557万6,000円及び15節工事請負費で佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事1億3,965万円でございます。4款共済費、1項共済費、1目元金につきましては、補正前の額2億3,755万4,000円で、335万円を増額し、2億4,090万4,000円といたそうとするものでございます。増額いたします内容でございますが、平成15年度に佐倉消防署角来出張所1階改修工事に伴い借り入れを行いました。このたびの改修工事に関しまして、同一場所の改修も行われるため、繰上償還いたそうとするものでございます。以上が歳出の説明でございます。次に、3ページをお開きいただきたいと思っております。第2表繰越明許費補正でございますが、3款消防費、1項消防費のうち、現在設計を行っています佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事といたしまして1億3,965万円を、またそれに付随いたします工事管理業務委託費557万6,000円を次年度に繰り越しを行おうとするものでございます。次に、第3表、債務負担行為補正でございますが、平成22年4月から開始いたします廃棄物処理業務委託、限度額130万4,000円、消防庁舎清掃業務委託限度額263万9,000円及び寝具等賃貸借事業、限度額557万8,000円につきまして債務負担行為の設定を行うものでございます。次に、第4表、地方債補正でござ

いますが、佐倉消防署角来出張所庁舎耐震改修工事に伴い、2,790万円を限度額として補正を行うものでございます。

以上で提案理由の細部説明を終わらせていただきたいと思います。

議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(檀谷正彦君) 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて質疑に入ります。

質疑はございますか。

1番、藤崎良次君。

○1番(藤崎良次君) 議案第1号についてお聞きします。

ここにもありますように、給料が0.24%下がったことによって、給与構造改革の激変緩和措置、これに関する部分が、基準が変わってきます。すなわち0.24%を引いた99.76%を乗じて、それを基準にするということですが、こちらの組合において、激変緩和対象者は何人ぐらいで、その額はどのぐらいになっていきますでしょうか。それから、それであると給与構造改革が5年目に入るわけですが、5年目以降のこの激変緩和対象者と激変緩和措置の行く末ですか、例えば何年後にはなくなるのであろうとか、そういう見込みがわかればお聞かせください。

○議長(檀谷正彦君) 総務課長。

○総務課長(今井定男君) 総務課長の今井定男でございます。

ただいまの減給補償の対象職員でございますが、現在のところ12月1日現在で101人でございます。なお、その減給補償の総トータルについては、ただいま手元に資料がございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長(檀谷正彦君) 1番、藤崎良次君。

○1番(藤崎良次君) 金額は後で教えていただけたらとしまして、今現在101人ということですが、その平成18年のときは何人だったか教えていただけますか。それで、もしわかれば、19、20、21と、その変化の程度をお聞きします。

○議長(檀谷正彦君) 総務課長。

○総務課長(今井定男君) 総務課長の今井定男でございます。

減給補償の過去5年間の状況でございますが、まず平成18年度、対象が275人でございます。減給補償額総額につきましては529万9200円、平成19年度で182人、同じく296万7800円、平成20年度で137人、トータルで173万3600円、平成21年度12月1日で給与改定行っておりますが、11月までが102人、トータルで101万4200円、12月1日では先ほど申し上げました101人で、トータル108万2279円で、平成22年度の見込みでございますが、これは63人の見込みでございます。この減給補償総額は57万

5 590円を見込んでおります。

○1番（藤崎良次君） 今後の見込みはどうか。

○総務課長（今井定男君） 今後の見込みは、22年度の見込み……

○1番（藤崎良次君） いや、それ以降……

○議長（檀谷正彦君） ちょっと、勝手にやるのは許可しません。

○総務課長（今井定男君） 以上でお願いをします。

○議長（檀谷正彦君） 1番、藤崎良次君。

○1番（藤崎良次君） この減給補償がなくなるのは、何年ぐらいになくなるというふうに見込まれるでしょうか。

○議長（檀谷正彦君） 総務課長。

○総務課長（今井定男君） 藤崎議員のご質問にお答えいたします。22年度で約半減しております。この状況で、二、三年後にということでございましょうけれども、現在については、その見込みについては算出してございませんので、答弁は控えさせていただきたいと、このように思います。

○議長（檀谷正彦君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（檀谷正彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（檀谷正彦君） 議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございますか。

1番、藤崎良次君。

○1番（藤崎良次君） この中で、実際佐倉市では、これの見込みはどうかのしょうか。この管内ですね。こういう施設のできる見込み、数的にはどのくらいあるのですか。

○議長（檀谷正彦君） 予防課長。

○予防課長（斉藤知久君） 予防課長の斉藤知久でございます。

ただいまの見込みということでございますけれども、今現在見込みはわかっておりません。

以上です。

○議長（檀谷正彦君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（檀谷正彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（檀谷正彦君） 議案第3号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（檀谷正彦君） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成21年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（檀谷正彦君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件は終了いたしました。

一般質問

○議長（檀谷正彦君） 続きまして日程第5、一般質問を行います。

議席番号1番、藤崎良次君の質問を許します。

（1番 藤崎良次君登壇）

○1番（藤崎良次君） 議席1番、藤崎良次です。一般質問をさせていただきます。

まず第1番目ですが、消防施設について質問を何点かいたします。まず、消防署内の耐震対策についてですが、千葉県内においてもいつ大地震が起こっても不思議ではないと、このように報道されているところでもあります。そのために、震災が起こっても、十分それに耐えるように準備をしておかなければなりません。そこで、消防組合本部においては、8月にその辺の備えも考えて調査をしているようですが、消防組合庁舎内の耐震対策について、その具体的な調査結果などについて聞きます。それから、各庁舎については、この間視察もありまして、管内見学をさせていただきました。そのとき、庁舎には無論事務室や仮眠室などの部屋があって、そこにはロッカー、戸棚など什器類が置いてあります。それらの什器類は重量もあって、寸法もかなり大きいものも無論あります。これらが倒れたりしますと、家庭の中でもそうですが、そこに居る人に大きな被害を与えることとなります。その安全対策は急務ではありますが、この処置状況についてお聞きします。次に、什器自体は、震災時に倒れたりしますと、中に備品ですとか、いろんな書類やそういうものが入っておりまして、それらが散乱したり、またはうまく見ることができないような状態になりますと、震災のときに救助活動するときにも必要なデータがすぐ見れない、もしくは連絡先に連絡がとれない、こういうことになることも考えられますので、備品や書類、パソコン、事務機器、そういうものについての処置状況、これも聞きます。次に、角来出張所の解体時の成型品のアスベスト対策、これについて聞きます。今日の予算でも一部出てきておりましたが、当初は一部が解体されて、その後出張所として使用される計画になっていますが、解体時には成型品のアスベスト、これに対する対策が必要だと思います。今まで吹きつけのものに対しては調査、それで実際に撤去などがなされていると思いますが、成型品に関しては、ついでところからはがして、事前に処理するということは行われておりませんので、こういうような解体のときには警戒する注意が必要です。作業員や周囲の住民の方、それから消防組合職員の方の安全を守る必要があります。解体時には成型品が破損したりするおそれがありますので、その破損の面から、中に入ってるアスベストが空気中に飛散する、こういうおそれがあるので、対策が必要になっていると思います。使用されているアスベストの種類によって害の度合いも違いますので、それを特定して必要な対策をする必要がありますので、それについての取り組みを聞きます。次に、消防自動車関係について質問します。消防組合では、各種の車両を有して、日ごろから消防活動、救急活動において使用しているところです。その各車両につ

いては、市内、この管内を走り回るわけですが、一般道には通常普通の方が歩いていたり、無論車が走行していたりしますので、多くの住民の方の協力が必要になってきます。今この社会の中では、情報公開も重要なものということで取り組まれておりまして、いろんなことが見ただけでよくわかるようにということで、可視化ということが取り組まれています。そこで、消防組合の各車両、消防自動車を初め、各車両には適切にその表示がなされているかどうかについて聞きます。例えば、消防自動車を見たときに、これはどういう機能があるのだと、もしくはどういう設備が搭載されているのだと、そういうことがわかれば、住民も非常にその内容を理解して、頼もしく思うところもありますでしょうし、また納めた税金がこのような形で有効に使われているのだというのが実際にわかることになると思います。指揮車、化学車、救助工作車、電源照明車、空気充てん車、資機材搬送車、はしご付消防自動車、消防ポンプ自動車、これには水槽付と水槽なし、これがありますが、またAED装備をしているものもあります。これらについて、適切に表示がなされているかどうか、そして住民が見て、それがどういう機能を持っていて、例えば住民自身が近くで協力できること、またはその器具を使って救命することについて要請できるようなこと、そういうふうになっているかどうか、お聞きするものです。救急自動車に関しては、人命救助のために電話などがあつたら直ちに出勤するものですが、自動車メーカーのそのブランドでありますハイメディックとかパラメディックという、そういう表示が側面上部に大きく書かれていて、これは詳しい人だったらそれがどういう機能を持っているか、どういう装備がされているか、どういう人が乗っているかというのがわかると思いますが、なかなかそれほど詳しくない人は、ハイメディックと聞いても、うーんということで、なかなかすぐには理解しがたい、そういうところがあります。例えば高規格の救急車であるならば、高規格救急車、AED、心電計、輸液を1台搭載などと、無論日本語で書いてあれば非常にわかりやすいと思います。ハイメディックといいますのも、英語で書いてありますので、どう読んだらいいかという、にわかにはわかりにくいところもあるわけです。自動車メーカーのその商標を大きく表示して、それで病人がいるところに急いで駆けつけるということになっていて、場合によっては、わかりにくい言葉がその救急車の車体に多く書いてあるということで、そういうときにはいつも冷静に対処しなければならないわけですが、そこにちょっとわけのわからない言葉が入ってきたりすると、その冷静さを支えるということからはちょっと遠くなるのかなというふうな気がします。次に、消防自動車の支援活動について聞きます。消防自動車は、消火作業だけではなくて、救急車が駆けつけて救急活動をしています。それに対して人の数が足りないとき、資格を持っている人も足りないときなんかは一緒に行って、それで救急活動の支援をするわけです。しかし、現在この消防自動車には、今消火作業ではなくて、そういう支援活動中だというような表示がありませんので、場合に

よってはそれを見た住民が、あそこのうちで救急車を呼んだのに、何で消防自動車も一緒に来ているのだろうかというふうに疑問が持たれていることもあります。実際私もそういうふうな問い合わせを何度か受けました。そういう意味で、この支援活動については、今この消防自動車は支援活動中なのだということをしっかりわかるように明示する必要があると思います。このことについて、どのように取り組もうとしているのか聞きます。

次に、大きい2番として、消防自動車の検査、これについて聞きます。消防自動車は、消防組合の活動にとって極めて重要なものになっています。価格も高価であり、その機能も非常に高度なものであって、信頼性も求められているところです。消防組合職員がそれらをよく理解して、必要な改善についても、技術は日進月歩ですので、そういう日進月歩する技術をうまく活用して、消防自動車も日々よくなるように努力しなければならないと思います。そういう意味で、購入する消防自動車の検査、この検査は非常に重要なものだと考えています。そこで、消防自動車の立ち会い検査、それとそのときの検査要領ですが、これについて聞きます。立ち会い検査についてはどのように実施して、何段階の検査を行っているのか、検査要領、検査体制、検査記録等について聞きます。また、消防自動車の仕様はどういうものをつけて、どういう内容にするか、取り扱い要領はどうかなどについて、仕様書で当然購入する際に決めると思います。しかしながら、仕様書と申しますのは、寸法などをきちっと決めるにはなかなか難しいもので、これは当然仕様書に図面をつけて指示することになりますが、しかしながらメーカーではないほうでは、消防組合のほうで消防自動車の図面をつくるというのは、これは難しいわけで、通常そのような場合は、当然メーカーから図面を提出させて、それに対してこの寸法はこうだ、もしくはここのところはこうなさいということで指示をして、承認をして返却すると。その承認に基づいてメーカーのほうはつくと、こういうことがやられているわけです。この図面の承認を、消防組合は当然承認するわけですから、その承認行為の責任者の捺印なりサインをして消防組合組織としての意思決定をして、メーカーにそれを要請するわけです。現地での検査のときに、そういう細かい寸法などを要請しても、それは個人個人によって違う寸法を指示したりすることにもなりません。また、今後体格も大きい方も入るでしょうし、また小さい方も入ると思います。そういう方々にとって使いやすい寸法にすることは必要です。寸法にばらつきがありますので、職員の方が違う消防署へ異動になったときに、以前はこの辺の高さについていたのだけれども、こちらのほうが高いなということで、まだなれないうちは、緊急に出動したときに、ちょっと取り扱いにとまどう、そういうようなこともあると思います。そういう意味で、組織的にきっちりとその寸法などを図面で承認して、返却してやるということが必要ですが、そのようなことは行われているかどうかお聞きします。

次に、消防検定協会について聞きます。日本消防検定協会ですが、これは消防関係用品に関して特権的な検査機関になっているわけです。消防ホースについては、前回のこの議会でも指摘をいたしました。そこで、日本消防検定協会の検査に消防組合は立ち会いをしているのでしょうか。消防ポンプなどの検査も日本消防検定協会はするわけですが、ここの検査について、消防組合で実際人が行って、正しくそれで検査が行われ、しっかりした製品ができ上がるようになっているかどうか、そういうふうな立ち会い検査をしているかどうか聞きます。もし立ち会い検査をしていないようであれば、ぜひ立ち会い検査をして、正しく検査が行われているということを確認してください。

次に、A E Dについて聞きます。A E Dは、非常によく普及をしております。しかし、先日の報道でもありましたように、使用期限が切れているもの、またバッテリーがうまく充電されていないものなどがあるようです。そこで、その現状について、この管内の現状についてどのようになっているか聞きます。それから、A E Dの使用実績などについて聞くわけですが、A E Dについてはその設置状況、それから使用実績、これがどういうふうになっているか聞きます。次に、今後のA E Dに対する方向ですけれども、使用期限などの問題点、それから使用実績などを考慮して、消防組合としてA E Dの設置に対してはどのように取り組むか、それについて聞きます。このA E Dの設置状況や実績に関しては、全国的な統計もまたあるようです。そして、A E Dの使用実績ということに関しては、やはり海外の使用実績がかなり多いのではないかと思います。海外でこれが有効であるということで、それで日本にもどんどん普及してきたというような背景があったからです。可能であれば、海外の使用実績、それから使用する際の注意点とか、そういうことでどのようにしているか、この地域よりいい点があれば、そのことを反映させてほしいと思います。こういうことを管内についても調べるときには、それは統計的な手法で調べることになります。国内では統計法が改正されて、今年の4月から全面実施になりました。旧来の統計というのは、その行政機関がデータを保有して、行政に都合のよい統計発表が行われていた、こういうふうに指摘されています。そのために改正されまして、行政のための統計から、社会の情報基盤としての統計、このように変えていくのだということで法律が全面改正されました。消防組合も地方自治体ですので、この統計法の定める実施団体になっています。地方自治体もこの統計法によって規定されることになります。消防組合もこの趣旨を尊重して各種の調査に取り組んで、十分に住民のためにその調査結果を公表していただきたい、こういうふうに思いますが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（檀谷正彦君） 消防長。

○消防長（名和富男君） 消防長の名和富男でございます。藤崎良次議員の質問に

お答えをいたします。

消防施設についてのご質問でございますが、最初に消防署所内の耐震対策についてお答えをいたします。今年8月に現況調査を実施いたしましたが、措置を講じていない署所がほとんどでございます。今後早急に庁舎等の構造及び使用部材等を検討し、対策を講じてまいります。次に、角来出張所解体時の成型品アスベスト対策についてでございますが、角来出張所庁舎に使用されている建築材料には、アスベストを含有するものにつきましてはビニールぶたタイルであります。また、庁舎裏車庫の屋根材のスレート及び増築部分につきましても、設計業務の中で分析調査を行うことになっております。また、改修工事の施工にかかりましては、佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の届け出等に関する条例に基づき届け出を行うとともに、工事請負業者に対しまして直接指導を行い、飛散による健康被害の防止の徹底を図らせてます。次に、消防自動車等の表示についてのご質問でございますが、当消防組合の保有する消防車両への文字の表示につきましては、千葉県公安委員会への緊急車の届け出を行う際に、指導を受けて決定いたしております。また、これらの車両に表示する文字等について追加等の変更を生じた場合は、再度届け出が必要となります。現在消防組合が保有する消防自動車44台のうち、化学車等の特殊車両の8台については車両の両側面に車両名称が表示されておりますが、他の36台については特に表示はいたしておりません。高規格救急自動車の側面に表示されておりますハイメディック、パラメディックについては、どちらも高規格救急自動車をあらず名称で、トヨタ社製及び日産社製により異なっております。AED積載との表示につきましては、高規格救急自動車の場合、AEDは心電計、輸液用資材等とあわせ、すべて積載する義務がありますので、車両外での表示の必要はないものと考えております。住民の皆さんに理解していただくために、ホームページ等を通じて広報を実施してまいりたいと思っております。次に、消防車の救急支援出動についてのご質問でございますが、救急支援出動とは通報時に傷病者が心肺停止状態で、かつ現場から最も近い署所の救急隊が出動中の場合、または救急隊員3名では傷病者を建物等から搬出及び救急車内の収容に困難を来す場合、または国道上における交通事故等の二次災害の防止を目的とする場合、あるいはドクターヘリ出動に伴う臨時離着陸場の安全確保等を行うときに、救急隊とあわせて消防隊を出動させるものでございます。住民の皆さんには広報を通じてご理解をいただくよう努力するとともに、今後救急支援出動の際に消防自動車に救急支援出動中のマグネットシールを貼付するよう検討を行ってまいりたいと思っております。

次に、消防自動車の検査についてのご質問でございますが、最初に購入消防自動車の立入検査及び検査要領等についてでございますけれども、消防組合では中間検査及び完成検査を実施いたしております。中間検査につきましては、ポンプ自動車としての原型ができた時期に行っております。検査内容につきましては、仕様書に

基づき、車両の長さ、幅及び高さの確認、完成までに覆われてしまう配管及び配線等の確認、付属品、積載品等の固定位置の確認と指示等を主に行っております。完成検査につきましては、消防車両の完成時に仕様書のとおりで作成されているかの確認及びポンプの揚水試験を実施いたしております。また、付属品及び積載品につきましては、全数を個別に確認を行っております。検査員につきましては、消防組合の工事等検査処理要領に基づき、事業担当課以外の職員を指定して行っております。なお、検査に不完全があると認めた場合は、出直し指示書により受注者に指示し、再検査を行っております。

次に、消防検定協会についてのご質問でございますが、日本消防検定協会は昭和38年10月に設立されております。業務は消防法の規定に基づき、消火器、消防用ホース、火災報知機などの感知器等の検定対象機械品の試験及び個別検定、特殊消防設備等の性能に関する評価、動力消防ポンプ等の消防の用に供する機械器具等の研究調査及び試験等を行っております。消防ポンプ自動車は、自主表示対象機械器具等に該当いたしまして、試験は形状、構造、機能及び性能が試験基準に適合しているかどうかについて行う受託形式試験並びに受託形式試験で適合と判定された形式にかかる形状等と同一かどうかについて行われる受託個別試験が行われ、適合と判断されますとNSマークを表示することができるようになっております。検定時の消防職員の立ち会いにつきましては、過去にないということでございます。

次に、AEDについてのご質問でございますが、使用期限等についてでございますが、AEDの法定耐用年数は財務省令で4年と定められておりますけれども、各メーカーに問い合わせたところ、日常の点検等により適正に維持管理されているものについては6年から7年ということでございます。なお、設置者には購入時にメーカー側から点検方法を含め、取り扱いについて説明を受けているものと思われませんが、消防組合では各種救急講習時等においても点検の必要性について説明を行っております。今後さらに公式ホームページ等を活用し、広報を行ってまいりたいと思います。次に、使用実績についてでございますけれども、AEDの使用実績と奏功事例、功を奏した事例でございますけれども、それにつきましては、消防隊員を含む救急隊員が平成21年1月から平成21年11月末までの出動で、心肺停止傷病者が195人で、そのうちAEDを実施したのは14人、除細動率7.18%となっております。そのうち心肺が再開した者が5人、心肺再開35.71%、さらに1カ月後の生存者数は1人、1カ月生存率7.14%となっております。また、同期間内における一般市民、これは介護施設等の職員を含みますが、救急隊等が現場到着前に傷病者にAEDを装着した事例は5件となっております。そのうち2件の事案についてAEDの解析により除細動が実施されましたが、残念ながら心肺の再開までには至っておりません。次に、今後の方法についてでございますが、AEDは人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器であり、薬事法で規定

されている高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されております。消防機関は、平成21年4月16日付の厚生労働省通知に基づいて、AEDの適切な管理の重要性について幅広く周知していかなければなりません。現在消防組合では、救急救命講習等の機会にAEDの点検についての周知を行っておりますが、今後はさらにホームページ等を活用して周知をしてまいりたいと思います。次に、平成21年12月15日に総務省消防庁が公表いたしました救急蘇生統計によりますと、昨年心原性で、かつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃されました症例は2万769件で、このうち一般市民による心肺蘇生が行われた症例の1カ月生存率は12.8%でありました。これに対しまして、一般市民による心肺蘇生が行われなかった症例も、生存率は82%で、46%一般市民による心肺蘇生が行われた症例の生存率が高かったということが示されております。このことは、現場に居合わせた一般市民による迅速な救命手当ては、救命や社会復帰のために非常に重要であることを示しております。さらに、同統計によりますと、一般市民によるAEDの実施件数は807件で、統計を開始した2005年以降92件、264件、486件と年々増加いたしております。また、昨年心原性かつ一般市民により心肺機能停止が目撃された症例のうち、一般市民により除細動が実施された症例は429件で、1カ月後生存率は43.8%となっております。このときから、一般市民による除細動の実施が非常に有効であることが認められております。次に、消防組合管内における10月1日現在のAEDの設置状況は、佐倉市が129施設148台、八街市が34施設35台、酒々井町が19施設19台となっており、組管内では182施設202台が設置されております。設置事業所等の情報につきましては、消防組合ホームページに掲載しておりますが、改正統計法の基本理念にかんがみ、住民の有益な各種業務統計について、積極的な公表について今後検討を行ってまいりたいと思います。さらに、あらゆる機会をとらえ、AEDの設置の普及活動を推進してまいりたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（檀谷正彦君） 総務課長。

○総務課長（今井定男君） 総務課長の今井定男でございます。藤崎議員の1点目の消防署内の耐震対策ということで、具体的な数字についてお答えいたします。各消防署所の地震等の転倒、落下防止措置の対策につきましては、平成21年8月21日付で現況調査を行いました。その結果でございますが、耐震対策が必要な備品等につきましては、物品整理庫が80台、大型ロッカーが293台、二段ベッドが34台、洗濯機が13台、乾燥機が14台、テレビが18台、電子レンジが6台、パソコン用のプリンターでございますが、プリンターが6台、計464台となっております。この結果を受けまして、各備品等に適した対策及び優先順位を検討するとともに、必要な予算措置を行い、早急に対策を施すよう努力をいたす予定でござ

います。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 警防課長。

○警防課長（岡田文夫君） 警防課長の岡田文夫でございます。藤崎良次議員の消防自動車等の表示についてのご質問につきまして補足をさせていただきます。消防ポンプ自動車につきましては、水槽付きの場合は積載水及び気体の化学消火薬剤の積載量を車両の後部に表示しております。また、A E D積載の表示につきましては、市町民に幅広く理解していただくために、マグネットシート等によるA E D積載車という表示を実施してまいります。高規格救急自動車のハイメディック及びパラメディック等の表示につきましては、これは各メーカーの登録商標になることから、今後は表示しない方向で検討してまいります。また、A E D、心電計等の積載品の表示につきましては今後検討してまいります。次に、検査要領についてのご質問につきまして補足いたします。中間検査の際、仕様書に基づき付属品、積載品等の固定位置の確認と指示等を主に行っておりますが、今後は現場において指示決定するのではなく、より詳細な承認図を作成し、事前に消防組合の決定事項として明確にするよう対応してまいります。次に、日本消防検定協会の検定時の立ち会いについてのご質問につきまして補足いたします。今後は検定時、職員の立ち会いを実施するよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 藤崎良次君。

○1番（藤崎良次君） 答弁をありがとうございました。

ロッカーや各備品、テレビやプリンターなども含めて、464台もあるということです。それで、こういう備品がそれぞれ非常に重要なものですので、指揮連絡が来るものもあります。そういう意味で、地震に対して出動しなければならない消防組合が、地震によって消火活動、救急活動ができないということになると、これは非常に大きな問題ですので、それでこの施設、備品の安全対策というのはそんなに難しいものではなくて、目で見れば結果はわかるわけです。また、阪神・淡路大震災でも、事務所の中、もしくは家の中の備品が人のほうに飛んできて、それで死亡した方などの非常に比率が多いわけです。そのことは十分知らされているわけですので、これは予算も必要でしょうけれども、最優先で取り組んで安全を確保していただきたいと思います。これについてもはっきりした答弁をもう一度お願いします。それから、角来の解体工事については、そういうことでしっかりマニュアル等の確認されると思いますけれども、定められた手順に従って安全を確保してほしいと思います。消防自動車の表示ですが、A E Dについては表示してくれるということで、これは早急にお願いします。それから、いわゆる一般的な消防自動車、水槽付き、水槽なしがありますが、水槽付きのものについては、水の量が何トン積載している

ということが書いてあるということですが、この水槽付きと水槽なしがペアになって活動するというのは非常に消火活動にとって有効だと聞いていますので、ぜひ水槽なしについても、水槽なしということではっきり明示していただきたいと思います。この水槽なしのほうは、軽くてフットワークがいい車ということになると思いますので、そうしますと、そういう消防活動に対しても、小学生のときから、あの車はこうで、こういうことが得意なのだと、こっちは車はこういうことが得意なのだと理解すれば、格段に安全に対する意識も向上すると思いますので、ぜひそういうことでやっていただきたいと思います。それから、救急車については、先ほども言いましたように、英語でハイメディックとかパラメディックということが書いてあって、これがにわかになにかかわからないというようなことで、これは表示しないというふうなことでやっていただけるということで、ぜひやっていただきたいと思います。あと、そのほかにA E D搭載ですとか、輸液資材があるとか、そういう心電図も積んであるとか、そういう表示も検討してくれるということですが、これも直ちにやるようお願いいたします。そうすれば、その車が来たときに、非常にこういうものが機能があって、無論それを扱う人も乗っているのだということで住民は心強く思いますし、税金がこういうところに使われているのだし、私の納税行為はかなり有効に使われているのだなという安心感もあると思いますので、ぜひよろしく申し上げます。支援活動については、マグネットシートをつけることを検討ということですが、早急に、検討するそんなに時間も必要ないと思いますので、これも直ちに実施していただきたいと、こう思います。それから、消防車の検査に関しては、承認図で明確にするということで、これはぜひ実施していただきたいと思います。消防検定協会の立ち会い検査ですが、これも早急に直ちに実施していただきたいと思います。消防ホースに関してはああいうことがありましたので、消防自動車は、そのホースではなくて、物も違いますけれども、同じ組織が検査をしているわけです。せっかく購入した消防自動車ですから、しっかりしたものであることを確認して、その日本消防検定協会もしっかり検査をしてやっていく、それでNSマークの刻印をしているという、そこを確認してほしいと思います。

以上何点が要望しましたけれども、それについての答弁もお願いします。

○議長（檀谷正彦君） 総務課長。

○総務課長（今井定男君） 藤崎議員の質問にお答えいたします。

耐震対策でございますが、具体的にということでございますので、年明けから着手いたしまして、年度内の平成21年度内の完了を目指して努力いたす予定でございます。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 警防課長。

○警防課長（岡田文夫君） 警防課長の岡田文夫でございます。

藤崎議員の最後の要望なのですが、水槽付き、水槽なしという表示につきましては、これも課内で検討してまいります。ハイメディック、パラメディックにつきましては、先ほど申し上げたとおり、なくす方向で検討してまいります。輸液、心電計等の表示なのですが、これもまた課内で再度詳細検討したいと思います。それと、支援出動のマグネットシートなのですが、これは既に発注する寸前の段階になっております。それで、AED積載の表示についても今検討して、もうじき発注しようかなという段階になっております。検定の立ち会いですが、これは先ほども申し上げたとおり、立ち会いする方向でまいります。より詳細な承認図についても作成する方向でまいります。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 1番、藤崎良次君。

○1番（藤崎良次君） 答弁ありがとうございます。前向きな答弁を説明いただきまして、ぜひ実施していただきたいと思います。一部事務組合は特にそういう傾向が強いのですが、なかなか意思決定や、実際やっていることは目では見えたりはするのですが、きめ細かくされていない、手が打たれていないということはよく指摘されることです。それで、住民のいろいろな協力を得るためにも、実際こちらから積極的にこういうことをやっているのだと、この器械、もしくはこの人たちはこういう能力を有しているのだということできっぱり訴えて、住民の方々によくやっていることを、市民が理解されるように今後も努力していただきたいと思います。あと、消防検定協会の件も、立ち会っていただけるということですから、これは実施していただいて、他の消防関係の機関がなかなか立ち会いしていないようですが、これはぜひ他の自治体の消防機関も立ち会うようになると思います。そういうことで、信頼を置ける消防自動車、これを使って、それで消防活動、また救急活動に全力を傾けてほしいと思います。

以上です。

○議長（檀谷正彦君） これにて藤崎良次君の一般質問を終了いたします。

議席番号2番、岡村芳樹君の質問を許します。

岡村芳樹君。

（2番 岡村芳樹君登壇）

○2番（岡村芳樹君） 議席2番、岡村芳樹でございます。

通告に従い、1番目に消防、医療の連携強化による救急搬送の改善策と取り組みについて伺います。妊婦が受け入れ先の医療機関が決まらずにたらい回しに遭った事件など、救急搬送のあり方が問題となる中、救急患者のたらい回しを防ぐため、都道府県に地域ルールづくりを義務づけた改正消防法が本年4月に成立、10月に施行されました。具体的に今回の法改正は、2007年8月に奈良県で妊婦が計9病院から受け入れを断られ、たらい回しにされた結果、搬送中に死産した事故がきつ

かけとなっています。そして、本年3月に発表された消防庁等によるたらい回しの実態調査報告によると、重症以上の傷病者で搬送先が決定しないため、搬送先の病院に対し49回もの照会が行われたことや、204分も足どめされた等の実態が明らかになり、救急搬送の改善は急務となっています。これまで救急搬送について明文化された規定がありませんでしたが、今回の改正により、消防法の目的の一つとして、災害等による消防車の搬送を適切に行うことが明記され、救急搬送の法的な位置づけが明確になったほか、消防機関と医療機関が連携することが義務づけられました。救急輸送受け入れに関する協議会の設置及び地域の医療提供体制の実情を踏まえた救急搬送受け入れの実施基準の策定等、法改正を受けて千葉県ではどのような状況か、進捗状況と今後の展望について伺います。たらい回し等時間のロスを防ぎ、一刻も早く患者を搬送するためには、消防機関と医療機関の連携及びルールづくりが重要だと考えます。現在の体制と今後の連携強化に向けた取り組みについて伺います。総務省消防庁によると、法改正の背景には、救急搬送において搬送先医療機関が速やかに決まらない事案があることや、救急隊が現場に到着してから傷病者を病院に収容するまでの時間が、平成9年199分から平成19年26.4分に延びていることが挙げられています。実際に市民から私に寄せられる意見、要望の中には、救急車が現場に到着するのは速かったが、患者を乗せた後しばらく出発しなかったのを見て不安だ、改善できないかという声があります。24時間365日受け入れ可能な救急体制の構築と、救急医療の質の向上に向けた取り組みの推進は多くの市民の願いであります。そこで、搬送先の病院が決定するまでの照会回数と現場滞在時間の実態について、国、県と比較して当組合はどのような現状なのか、あわせて今後救急医療の拡充に向けた課題と取り組みについて伺います。

2番目に、消防施設における耐震性能の確保と職場環境の改善について伺います。先月12日に佐倉市、八街市、酒々井町の各署所の視察をさせていただきました。耐震診断とその結果に伴う改築及び改修工事につきましては、八街消防署から順次行うと聞いています。視察を行う中で、耐震性もさることながら、署所によって勤務環境にかなりの格差があることを実感しました。署員は24時間勤務を強いられるため、勤務環境の格差是正に向けた改善の取り組みは急務であると考えます。今後どのように取り組むのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（檀谷正彦君） 消防長。

○消防長（名和富男君） 消防長の名和富男でございます。岡村議員の質問にお答えをいたします。

最初に、消防、医療の連携強化による救急搬送の改善策と取り組みについてお答えいたします。救急搬送受け入れに関する協議実施基準につきましてはでございますが、平成21年5月1日に消防法の一部を改正する法律が公布され、同年10月

30日から施行されました。この改正により、都道府県は消防機関による傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受け入れの迅速かつ適切な実施を図るため、基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会を設置することが義務づけられ、都道府県の役割が明確化されました。なお、千葉県におきましては平成21年10月27日付消防庁次長、厚生労働省医政局長通知により示されました傷病者の搬送及び受け入れの実施基準等に関する検討会報告書を参考に、本年度中に協議会の設立及び平成22年度の中ごろに、実施基準の策定を目途として準備を進めているとのことでございます。実施基準につきましては、消防法第35条の5第2項の規定に基づき、傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するため、医療機関を分類する分類基準、医療機関の名称を具体的に記載する医療機関リスト、救急隊が傷病者の症状等を観察するための観察基準、救急隊が観察結果に基づき医療機関リストの中から搬送すべき医療機関を選定するための選定基準、救急隊が傷病者の状況を伝達するための伝達基準、受け入れ医療機関が速やかに決まらない場合において、受け入れ医療機関を確保するための方法を定める受け入れ医療機関確保基準及びその他都道府県が必要と認める事項について定めるものとされており、次に、消防機関と医療機関の連携についてでございますが、さきに述べました消防法の改正は、地域における現状の医療資源、すなわち人材及び医療機関を前提に、消防機関と医療機関の連携体制を強化し、いわゆるたらい回しをなくすとともに、医学的観点から質の高い傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受け入れ体制を構築することを目指すものでございます。今後千葉県におきまして設置する協議会の構成員といたしまして、消防機関と医療機関等の間の意見調整や傷病者の搬送及び受け入れに関する合意の形成を行うことから、一定の責任を有するものが協議会の構成員となることが望ましいと考えられております。そして、実施基準を現場の必要に即したものとするため、また現場の意見を反映させるためには、協議会の構成メンバーに現場の消防職員や救急医療に携わる医師等を加えることとされていることから、両者のさらなる連携の強化を図る必要があると現段階では考えられております。現在消防組合といたしましては、受け入れ医療機関が速やかに決まらない救急事案が発生した場合には、オンラインにより印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会の基幹病院でございます日本医科大学千葉北総病院、あるいは成田赤十字病院の医師に助言を求める体制となっておりますけれども、今後策定される実施基準を踏まえ、印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会を中心として、さらなる連携強化を図ってまいりたいと思っております。次に、救急医療の拡充に向けた課題と取り組みについてでございますが、平成20年中の救急出動における重症以上の傷病者の医療機関に対する収容照会回数についてでございますが、1回目で病院が決定した割合は全国が84.3%、千葉県内が76.9%に対しまして、当消防組合は80.8%と

県内よりも上回っておりますが、全国を下回っております。しかし、照会回数4回以内で収容病院が決定した割合を見ても、全国が97.9%、千葉県が96.5%、当消防組合は98.3%と、全国及び県内ともに上回っております。また、照会回数11回以上で収容病院が決定した割合を見ても、全国が0.2%、千葉県内が0.3%となっておりますが、当消防組合では10回以上を要した案件はございませんでした。次に、救急隊の現場滞在時間、すなわち現場到着してから搬送を開始するまでの時間でございますが、30分未満は全国が95.9%、千葉県内が90.9%、当組合が92.3%と、県内よりも上回っておりますけれども、全国を下回っております。なお、最長現場滞在時間につきましては、全国では204分、当消防組合においては79分が最長でございます。今後都道府県においては、傷病者の搬送及び受け入れの実態について調査、分析を行い、傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われるように、分類されました医療機関リスト、救急隊による観察基準、搬送先医療機関が速やかに決定しない場合に受け入れ医療機関を確保するためのルール等から成る実施基準を策定することになりますが、策定後も絶えずその実施状況を検証し、練り直しを行うこととなります。その際、消防機関の有する救急搬送情報と医療機関の有する救急搬送後の転帰情報をあわせて分析することにより、単に受け入れ困難事案が減少したかどうかだけではなく、救急隊の観察、病院選定や処置が適切に行われたか等についても総合的に分析することにより、より適切な傷病者の搬送及び受け入れ体制が確立されるものと考えられております。今後消防組合といたしましては、協議会の動向を見ながら、さらなる救急搬送の円滑化及び搬送時間の短縮等に向け対応を図ってまいりたいと思っております。

次に、消防施設における耐震性能の確保と職場環境の改善について、各署所の視察を通しての格差是正の取り組みに対しましてお答えをいたしたいと思っております。消防庁舎の耐震性能の確保につきましては、旧耐震基準、これは昭和56年6月1日より前に建築された建物の基準を指しますが、これにより建築された庁舎を対象に、平成22年度以降に順次耐震診断を実施するとともに、現行基準に適合しないものにあつては、今年度制定いたしました佐倉市八街市酒々井町消防組合既存建築物耐震対策要綱に基づき、改修工事を実施できるよう構成市町と協議をしてまいりたいと思っております。なお、対象となります庁舎につきましては、八街消防署、酒々井消防署、神門出張所、八街南部出張所が対象となります。八街消防署につきましては、今年度事業といたしまして耐震診断を実施いたしました。次に、各署所間の勤務環境の格差につきましては、庁舎の老朽化及び職員の増加に伴う面積不足等の格差が発生いたしております。これらの是正につきましては、耐震診断結果に基づく庁舎耐震改修工事とあわせて環境の整備を検討してまいりたいと思っております。また、人事異動に関しましても、同一署所に長年にわたって勤務することのないよう均衡に配慮いたしております。最後に、消防組合といたしましては、今後も消防、医療の連

携強化による救急搬送の改善策等に積極的に取り組むとともに、複雑多様化する災害に対しまして、住民一人一人が安心して生活できるよう、施設その他の充実を図ってまいりたいと考えております。さらに、消防職員が、適切、安全かつ濃密的に業務が遂行できる環境づくりに努めてまいりますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（檀谷正彦君） 2番、岡村芳樹君。

○2番（岡村芳樹君） 議席2番、岡村芳樹でございます。自席より再度質問させていただきます。

1点目の消防、医療の連携強化による救急搬送の改善策と取り組みについてでございますけれども、まず一つは、照会回数、滞在時間ともに千葉県は全国と比較してかなり厳しいという状況がわかりましたけれども、その中で当組合につきましては、全国と比較しておおむね同程度ということもわかりました。このような現状について、どのような分析がされているのかお答えいただきたいと思います。

それと もう一点、2つ目は、組合のこの現場滞在時間、最長で79分ということでございますけれども、そのときの状況はどのようなケースだったのか教えてください。

○議長（檀谷正彦君） 警防課長。

○警防課長（岡田文夫君） 警防課長の岡田文夫でございます。岡村議員のご質問にお答えいたします。

最初に、平成20年中の救急出動における重症以上の傷病者の医療機関に対する収容照会回数及び現場滞在時間についてですが、消防長の答弁にもありましたように、1回目の照会で収容医療機関が決定した事案は千葉県では

76.9%なのに対し、消防組合は80.8%と、3.9ポイント上回っております。また、現場滞在時間についても、30分未満の事案が千葉県では90.9%となっているのに対し、消防組合は92.3%と、1.4ポイント上回っております。これらの要因として考えられることは、消防組合が所属する印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会の基幹病院であります3次医療機関が2カ所存在をすること、これがまず第1点、また日本医科大学千葉北総病院が運営しております千葉県ドクターヘリの有効活用、これは平成20年中で要請件数が143件でございます。当消防組合からの要請件数が143件でした。これも大きな要因となっているものと考えられます。さらに、消防組合管内の2次医療機関であります東邦大学医療センター佐倉病院の病床数の増床による受け入れ体制の充実も要因の一つと考えられます。特に、このように総合的に医療機関の救急傷病者受け入れ体制、ドクターヘリだとか管内に3次医療機関が2カ所あるとか、東邦大さんの増床だとか、このような医療機関の救急傷病者の受け入れ体制の充実、これが大きく作用しているものと考えております。なお、平成21年1月19日からは、国保直営総合病院君津中央

病院においてドクターヘリ運営事業が開始され、千葉県ドクターヘリが2機体制となったことから、さらなる重症傷病者の迅速かつ適切な受け入れが実施されるものと考えております。次に、消防組合の平成20年中における最長現場滞在時間79分の事案でございますが、これは昨年の8月に佐倉市内で発生をしました自損行為、いわゆる自殺事案によるものであります。さらに、この傷病者の方は自損行為を繰り返して行う常習者であったということで、収容照会回数は3回でありましたが、収容医療機関が決定するまでに79分という長時間を要した事案となっております。

以上でございます。

○議長（檀谷正彦君） 岡村芳樹君。

○2番（岡村芳樹君） どうもありがとうございました。

また、2つ目に消防施設における耐震性能の確保と職場環境の改善についてでございますが、人間だれしもそうですが、一度環境のよいところを経験してから、劣悪とは言えないまでも、悪い環境になると、比較して精神的にストレスとなって士気が下がるということが心配されます。仕事に対する使命感は同じでも、影響がないとは言い切れないと思いますので、一日も早い改善、格差改善をお願いしたいと思います。再度この辺の取り組みの決意を伺っておきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（檀谷正彦君） 消防長。

○消防長（名和富男君） 岡村議員からの取り組みについての決意ということでございますけれども、消防庁舎につきましては、災害が発生した場合には防災の拠点となるものでございます。議員の皆さん方、ご理解、ご協力をいただきまして、さらに構成市町とも協議を進めてご理解をいただいて、耐震対策を初めといたしまして、防災の拠点にふさわしい庁舎、そして勤務環境の改善を目指した庁舎としていくように早急に努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（檀谷正彦君） これにて岡村芳樹君の一般質問を終結いたします。

閉会の宣告（午後4時09分）

○議長（檀谷正彦君） 以上をもちまして、平成21年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。